

衣浦港3号地廃棄物最終処分場判定基準（その3）

項 目	建設発生土(その他)の基準		浚せつ土砂	
	土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)	土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)
クロロエチレン	0.02	-	-	-
四塩化炭素	0.02	-	0.02	-
1,2-ジクロロエタン	0.04	-	0.04	-
1,1-ジクロロエチレン	0.2	-	0.2	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	-	0.4	-
1,3-ジクロロプロペン	0.02	-	0.02	-
ジクロロメタン	0.2	-	0.2	-
テトラクロロエチレン	0.1	-	0.1	-
1,1,1-トリクロロエタン	3	-	3	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	-	0.06	-
トリクロロエチレン	0.3	-	0.3	-
ベンゼン	0.1	-	0.1	-
カドミウム又はその化合物	0.1	-	0.1	-
六価クロム化合物	0.5	-	0.5	-
シアン化合物	1	-	1	-
水銀又はその化合物	0.005	-	0.005	-
アルキル水銀化合物	検出されないこと	-	検出されないこと	-
セレン又はその化合物	0.1	-	0.1	-
鉛又はその化合物	0.1	-	0.1	-
砒素又はその化合物	0.1	-	0.1	-
ふつ化物	15	-	15	-
ほう素及びその化合物	30	-	-	-
シマジン	0.03	-	0.03	-
チオベンカルブ	0.2	-	0.2	-
チウラム	0.06	-	0.06	-
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	-	0.003	-
有機りん化合物	1	-	1	-
銅又はその化合物	3	-	3	-
亜鉛又はその化合物	2	-	2	-
ベリリウム又はその化合物	2.5	-	2.5	-
クロム又はその化合物	2	-	2	-
ニッケル又はその化合物	1.2	-	1.2	-
バナジウム又はその化合物	1.5	-	1.5	-
有機塩素化合物	-	40	-	40
1,4-ジオキサン	0.5	-	0.5	-
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	-	10 pg-TEQ/L	-

注1 「クロロエチレン」及び「ほう素及びその化合物」を除く項目に係る溶出試験等の検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)」によること。

2 「クロロエチレン」及び「ほう素及びその化合物」に係る溶出試験の検定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」によること。